

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(重要事項説明書)

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 白寿会
主たる事務所の所在地	〒935-0063 氷見市 加納 495-1
代表者（職名・氏名）	理事長 白石 陽治
設立年月日	平成14年8月8日
電話番号	0766 - 74 - 7500

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	特別養護老人ホーム ほのぼの苑	
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
事業所の所在地	〒935-0063 氷見市 加納 495-1	
電話番号 ・ FAX番号	0766 - 74 - 7500 ・ 0766-74-7511	
指定年月日・事業所番号	平成15年10月1日指定	1670500295
利用定員	定員20人	
通常の送迎の実施地域	氷見市内	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福

	社サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
--	---

4. 提供するサービスの内容

短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）は、事業者が設置する事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 事業所の職員体制(特養含む)

従業者の職種	勤務の形態・人数
医師	非常勤 3人
生活相談員	常勤 2人
看護職員	常勤 5人
介護職員	常勤 33人、非常勤 14人
機能訓練指導員	常勤 1人
栄養士	常勤 1人、非常勤 1人

6. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 寺林 美雪
管理責任者の氏名	管理者 島田 昌明

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負

担金」は、各利用者の負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型短期入所生活介護費（従来型個室）】

利用者の 要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）			
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（注2）参照		
		1割	2割	3割
要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円

【基本部分：併設型短期入所生活介護費（多床室）】

利用者の 要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）			
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（注2）参照		
		1割	2割	3割
要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額

の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
機能訓練体制 加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤 の理学療法士等を配置した場合（1 日につき）	1 2 0 円	1 2 円	2 4 円	3 6 円
看護体制加算 （Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 （1日につき）	4 0 円	4 円	8 円	1 2 円
看護体制加算 （Ⅱ）	※それぞれの要件を満たした場合、加算Ⅰと 加算Ⅱをそれぞれ算定できる。	8 0 円	8 円	1 6 円	2 4 円
夜勤職員配置 （Ⅰ）	最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配 置されている場合（1日につき）	1 3 0 円	1 3 円	2 6 円	3 9 円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1,840円	184円	368円	552円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供したときは、 1日につき3回を限度、1食を1回とする	80円	8円	16円	24円
緊急短期入所 受入加算	当該加算の要件を満たした上で緊急に短期入 所した場合（1日につき） ※（注 3）	900円	90円	180円	270円
サービス提供体 制強化加算（	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 （1日につき） ※	220円	22円	44円	66円

1)	(注4)				
介護職員等 処遇改善加算 (1)	当該加算の算定要件を満たす場合 (注4)	※ 1月の利用料金(基本部分+各種加算減算) 14.0% (注5)	(注5) の1割	(注5) の2割	(注5) の3割

(注3) 短期入所を行った日から起算して7日（やむを得ない事情がある場合は14日）

(注4) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 介護予防短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型介護予防短期入所生活介護費（従来型個室）】

利用者の 要介護度	介護予防短期入所生活介護費（1日あたり）			
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（注2）参照		
		1割	2割	3割
要支援1	4,510円	451円	902円	1,353円
要支援2	5,610円	561円	1,122円	1,683円

【基本部分：併設型介護予防短期入所生活介護費（多床室）】

利用者の 要介護度	介護予防短期入所生活介護費（1日あたり）			
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（注2）参照		
		1割	2割	3割
要支援1	4,510円	451円	902円	1,353円
要支援2	5,610円	561円	1,122円	1,683円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますので留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
機能訓練体制 加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合 (1日につき)	120円	12円	24円	36円
送迎加算	送迎を行った場合(片道につき)	1,840円	184円	368円	552円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供したときは (1日につき3回を限度、1食を1回とする)	80円	8円	16円	24円
サービス提供体制強化加算(1)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1日につき) ※(注3)	220円	22円	44円	66円
介護職員等 処遇改善加算(1)	当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3)	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の 14.0%(注4)	(注4) の1割	(注4) の2割	(注4) の3割

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3) その他の費用

食費	1日につき1,860円。 (ただし、朝食470円、昼食720円、夕食670円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。)
----	---

	また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。
滞在費	従来型個室（1日につき） 1,231円 多床室（1日につき） 915円
理容代	カット1回 1,900円 ※他施術は実費負担となります
電気器具使用料	1日1点につき 50円
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

※ 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、その認定証に記載された金額に減額されます。

① 食事の提供に要する費用

第1段階 300円 第2段階 600円 第3段階① 1,000円 第3段階② 1,300円

② 居住に要する費用

従来型個室 第1段階 380円 第2段階 480円 第3段階① 880円

第3段階② 880円

多床室 第1段階 0円 第2段階 430円 第3段階① 430円

第3段階② 430円

(4) キャンセル料

サービス提供中止によるキャンセル料は不要とします。

(5) 支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次

のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、発送いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の22日（祝休日の場合は直後の平日）に、指定口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日頃までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日頃までに、現金で事業所の窓口でお支払いください。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

協力医療機関 (歯科を含む)	医療機関の名称	金沢医科大学氷見市民病院
	所在地	氷見市 鞍川 1130番地
	電話番号	0766-74-1900
緊急連絡先 (家族等)	緊急時の連絡は、「同意書」等に記載頂いた連絡先に致します	

9. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービス利用中に、施設の責任により利用者が生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、施

設の損害賠償責任を減じることもあります。

(2) 事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 事故発生の防止のための指針の整備
- ② 事故が発生又は事故に至る危険性が生じた場合、その事実と分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
- ③ 事故発生の防止のための定期的な委員会の開催及び研修の実施
- ④ 事故発生の防止を適切に実施するための担当者の選定

10. 高齢者虐待防止について

(1) 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定めます。
- ④ 前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(2) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに市町村へ報告します。

11. 守秘義務

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨の必要な措置を講じています。

12. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と

連絡を密にし、予め消防計画を作成し、その計画に基づき、年2回以上必要な訓練を行います。

1.3.業務継続計画の策定等について

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実行するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施することとします。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこととします。

1.4. 身体拘束の禁止

(1) 利用者の行動を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

(2) 事業者は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

1.5.衛生管理

(1) 施設介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。

(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ② 感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会の開催とその結果を職員に周知徹底する体制の整備

- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練の実施
- ④ その他、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応

16. 苦情相談窓口及び体制と手順について

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	<p>受付責任者 : 島田 昌明 (施設長)</p> <p>受付担当者 : 寺林 美雪 (生活相談員)</p> <p>受付時間等 : 月曜日から金曜日の午前9時から午後6時まで</p> <p>電話番号 : 0766-74-7500</p> <p>※ 1階カウンターに、「ご意見箱」も設置してあります。お気軽にご利用ください</p>
---------	---

(体制)

- ① 利用者からの苦情受付、関係者への連絡
- ② 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- ③ 受け付けた苦情及びその改善状況等を苦情解決責任者及び第三者委員への報告と記録等

(手順)

利用者への助言 ⇒ 苦情受付 ⇒ 苦情受付の報告・確認 ⇒ 解決に向けての話し合い
記録、報告 ⇒ 結果の公表 ⇒ 改善

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	第三者委員	<p>要門満子 : 0766-72-2406</p> <p>長 倫良 : 0766-72-2084</p>
	氷見市市民部福祉介護課介護保険担当	0766-74-8066
	富山県国民健康保険団体連合会	076-431-9829
	富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280

17. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 事業所内の機器を使用される際、必ず職員に声をかけてください。
- (4) 事業所内での金銭及び食べ物のやり取りはご遠慮ください。
- (5) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員
(又は地域包括支援センター) 又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

サービス提供開始にあたり、契約書及び本書面において重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 富山県 氷見市 加納 495-1

事業者名 特別養護老人ホームほのぼの苑

説明者 (生活相談員) 印

私は、サービス契約の締結にあたり、契約書及び本書面において重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所

(契約者)

氏名 印

代理人 住 所

氏 名

印

(契約者との続柄)

令和	5年	4月	1日	改定	…	食費・受付担当者
令和	6年	4月	1日	改定	…	基本利用料変更、 事故発生時の対応、 高齢者虐待防止、業務継続計画の策定について変更
令和	6年	6月	1日	改定	…	介護職員等処遇改善加算 追加
令和	6年	8月	1日	改定	…	食費・居住費 変更
令和	6年	9月	16日	改定	…	管理者 変更
令和	6年	10月	15日	改定	…	管理者役職 変更
令和	7年	4月	1日	改定	…	食費変更・衛生管理を追加